

銀行法施行規則に規定する開示事項

銀行法施行規則第19条の2（単体情報）

1. 銀行の概況及び組織に関する事項

(1) 経営の組織	40
(2) 大株主一覧	83
(3) 取締役及び監査役一覧	40
(4) 会計監査人の氏名又は名称	61
(5) 店舗一覧	43
(6) 銀行代理業者	43

2. 銀行の主要な業務の内容

37

3. 銀行の主要な業務に関する事項

(1) 直近事業年度の事業の概況	5~7
(2) 直近5事業年度の主要な経営指標等の推移	
① 経常収益	60
② 経常利益又は経常損失	60
③ 当期純利益又は当期純損失	60
④ 資本金及び発行済株式の総数	60
⑤ 純資産額	60
⑥ 総資産額	60
⑦ 預金残高	60
⑧ 貸出金残高	60
⑨ 有価証券残高	60
⑩ 単体自己資本比率	60
⑪ 配当性向	60
⑫ 従業員数	60
⑬ 信託報酬	60
⑭ 信託勘定貸出金残高	60
⑮ 信託勘定有価証券残高（信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高に掲げる事項を除く。）	60
⑯ 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	60
⑰ 信託財産額	60
(3) 直近2事業年度の業務の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益・業務粗利益率・業務純益・実質業務純益（投信解約損益を除く。）	66
イ. 資金運用収支等役務取引等	
収支	66
ウ. 資金運用勘定・調達勘定	
平均残高等	67, 69
エ. 受取利息・支払利息の分析	68
オ. 経常利益率	69
カ. 当期純利益率	69
② 預金に関する指標	
ア. 預金科目別平均残高	70
イ. 定期預金の残存期間別残高	81
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 貸出金科目別平均残高	71
イ. 貸出金の残存期間別残高	81
ウ. 貸出金、支払承諾見返の	
担保別内訳	72
エ. 貸出金使途別内訳	71
オ. 貸出金業種別内訳	72
カ. 中小企業等向け貸出	71
キ. 特定海外債権残高	72
ク. 預貸率	71
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別平均残高	74
イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高	81
ウ. 保有有価証券種類別	
平均残高	74
エ. 預証率	74
⑤ 信託業務に関する指標	
ア. 信託財産残高表	82
イ. 金銭信託等の受託残高	82
ウ. 元本補填契約のある信託の種類別の受託残高	該当ありません
エ. 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	82
オ. 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	該当ありません
カ. 金銭信託等に係る貸出金の	
科目別の残高	該当ありません
キ. 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	該当ありません

ク. 担保の種類別の金銭信託等に係る	
貸出金残高	該当ありません
ケ. 使途別の金銭信託等に係る	
貸出金残高	該当ありません
コ. 業種別の金銭信託等に係る貸出	
金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当ありません
サ. 中小企業等に対する金銭信託等に係る	
貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当ありません
シ. 金銭信託等に係る有価証券の種類別の残高	該当ありません

4. 報酬等に関する事項であって、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの

自己資本の充実の状況等（平成26年金融庁告示第7号）

1. 自己資本の構成に関する

開示事項（単体）

84

2. 自己資本の構成に関する

開示事項（連結）

85

3. 定性的な開示事項

(1) 連結の範囲に関する事項	86
(2) 自己資本調達手段の概要	86
(3) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	86
(4) 信用リスクに関する事項	86
(5) 信用リスク削減手法に関する	
リスク管理の方針及び手続の概要	87
（6）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	87
（7）証券化エクスポージャーに関する事項	87
（8）オペレーション・リスクに関する事項	87
（9）出資等又は株式等	
エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	87
（10）金利リスクに関する事項	87

4. 定量的な開示事項（単体）

(1) 自己資本の充実度に関する事項	88~90
(2) 信用リスクに関する事項	91~94
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	94
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	94~95
(5) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	95
(6) 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項	95~96
(7) 出資等又は株式等	
エクspoージャーに関する事項	97
(8) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額	97
(9) 金利リスク	98

5. 定量的な開示事項（連結）

(1) その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	99
(2) 自己資本の充実度に関する事項	99~100
(3) 信用リスクに関する事項	101~104
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	104
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する	
事項	104~105
(6) 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項	105
(7) 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクspoージャーに関する事項	105~106
(8) 出資等又は株式等	
エクspoージャーに関する事項	107
(9) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャーの額	107
(10) 金利リスク	107

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条

資産の査定の公表

73